省　令

○経済産業省令第三十八号

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百六十七号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年経済産業省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び別記様式の改正規定中「及び別記様式」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第二項中「平成二十年十月十三日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。

別記様式中「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

附則第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十年九月一日から適用する。